

副 本

平成23年(ワ)第866号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石垣 清水 外 3 3 名

被 告 中部電力株式会社

準備書面 (18)

平成27年9月8日

静岡地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 奥 村 紗 軌
外12名



略語例

本件原子力発電所 浜岡原子力発電所 3ないし5号機
(なお、特定の号機を示すときには、例えば「本件原子力発電所3号機」と表す。)

原子炉等規制法 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
(昭和32年法律第166号)

災害対策基本法 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

原災法 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)

福島第一原子力発電所 東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した
事故 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に起因する事故

はじめに

原告らは、平成27年3月6日付け準備書面27において、「過酷事故・・・が発生した場合、周辺住民が生命身体に対する重大な危険を回避しうる手段を持たなければならないことは、原告らを含む周辺住民の憲法上の権利である」、「米国においては、緊急時計画は、許認可発給条件の一つとなって」（同2頁）いると前提を置き、「憲法及び米国の例に照らしたとき、本件浜岡原子力発電所においても、実効性のある避難計画が策定されなければならない」（同3頁）と主張する。

そこで、以下においては、避難計画の作成をはじめとする原子力災害の防止に関する措置は、災害対策基本法の特別法である原災法に基づいて行うものとされており、原子炉の設置及び運転等に関する規制を行う原子炉等規制法に基づくものではないのであって、「憲法及び米国の例」のみを根拠とする原告らの主張は、我が国の現行法制度に立脚しないものであることについて述べる（第1）。また、避難計画等の原子力災害を防止する対策が原告らの人格権侵害に直接結び付くかのようにいう原告らの主張は、被告が本件原子力発電所において安全の確保を図っていることなどを踏まえないものであることについて述べる（第2）。

第1 原子力災害の防止に関する法制度について

1 原子力災害¹の防止は、災害対策基本法の特別法である原災法において定められている。同法は、原子力災害の特殊性に鑑み、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態²宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、

¹ 原子力災害とは、原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう（原災法2条1号）。

² 原子力緊急事態とは、原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう（原災法2条2号）。

もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている（原災法1条）。

原災法又は関係法令に基づき、国は、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずることなどが求められており（同法4条1項）、中央防災会議において、原子力災害に関する防災基本計画を作成することとされている（同法28条、災害対策基本法34条）。

また、地方公共団体は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずることなどが求められており（原災法5条）、地方公共団体の防災会議において、国の防災基本計画に基づき地域防災計画を作成することとされている（同法28条、災害対策基本法40条、42条）。そして、この地域防災計画に基づき避難計画が作成されることとなる。

そして、原子力事業者は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成することとされており、その作成に当たっては、地域防災計画との整合を図ることとなる（原災法7条1項）。

2 他方、原子炉等規制法は、原子炉の利用が平和目的に限定されることを確保するとともに、原子炉による災害を防止するなどして公共の安全を図るために、原子炉の設置及び運転等に関して、大規模な自然災害等の発生も想定した必要な規制を行うことなどにより、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全等に資することを目的としている（同法1条）。

そして、原子炉等規制法は、発電用原子炉の設置又は変更をしようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならないとしており（同法43条

の3の5第1項、43条の3の8第1項)，その要件として、①発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと、②その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること、③その者に重大事故³の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること、④発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであることを定めている（同法43条の3の6第1項、43条の3の8第2項）。同法に、原災法に基づいて行われる原子力災害の防止に係る定めは置かれていない。

3 以上のとおり、我が国の現行法制度においては、避難計画の作成をはじめとする原子力災害の防止に関する措置は、原子炉の設置及び運転等に関する規制を行う原子炉等規制法ではなく、災害対策基本法の特別法である原災法に基づいて行うものとされている。

したがって、「憲法及び米国の例」のみを根拠とする原告らの主張は、上記で述べた我が国の現行法制度に立脚せず、当を得ないものである。

第2 本件原子力発電所の安全の確保について

被告は、答弁書及びその準備書面で述べてきたとおり、本件原子力発電所において、地盤、地震及び津波等の自然的立地条件について敷地及び周辺の自然環境が事故の誘因とならないように配慮しており、そのうえで、放射性物質の環境への異常な放出という結果を未然に防止し、安全を確保すべく、信頼性の高い事故防止対策を講じている。この事故防止対策は、深層防護の考え方を探り入れることにより、十分な対策が採られている層が何層にも亘って用意され、

³ 重大事故とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷をいう（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則4条）。

各層の対策を講じた時点で想定していなかった事象が発生したとしても、容易にすべての層が突破されることなく、安全が確保され、事故を防止するというものである。このように、被告は、本件原子力発電所において、放射性物質が持つ危険性が顕在化するような事態が生ずることがないよう、安全の確保を図っている。

上記に加え、被告は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、仮に福島第一原子力発電所事故の際生じた「全交流電源喪失」及び「海水冷却機能喪失」が発生した場合であっても、電源及び注水・除熱機能の強化を図ることなどにより、炉心の著しい損傷をより確実に防止できるようにしている。

このことを踏まえずに、避難計画等の原子力災害を防止する対策が原告らの人格権侵害に直接結び付くかのようにいう原告らの主張は、当を得ないものである。

以上